国の債権に係る情報の公表

内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省 (エネルギー対策特別会計 エネルギー需給勘定)

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

				令和4年度						令和5年度			令和6年度							
		管理対象債権額			消滅額			管理対象債権額		消滅額				管理対象		消滅額				
		前年度以前 発生未消滅 債権分	本年度発生分		前年度以前発生分	本年度発生分		前年度以前 発生未消滅	本年度発生分	前年度以前発生分 本年度発生分			前年度以前発生未消滅	also for other state (1, 1)		前年度以前発生分		本年度発生分		
			平平及兜生灯		うち 不納欠損額	うち 不納欠損額		発生术 捐滅 債権分	本平度発生分		うち 不納欠損額	うち 不 <i>i</i>	納欠損額	発生木洞族 債権分	本年度発生分			うち 不納欠損額		うち 不納欠損額
合 計	272,185	36,419	235,765	235,811	45 —	235,765 —	193,550	36,598	156,951	157,064 11	3 110	156,951		258,765 40,700	218,065	223,724	5,658	1,443	218,065	-
備考	■主なもの (目) 備蓄石油売払代債権 186,419 (目) 諸貸付金債権 34,800			■主なもの (目) 備蓄石油売払代債権 186,4		186,419	■主なもの (目)独立行政法人納付金債権 (目)備蓄石油売払代債権 (目)諸貸付金債権		債権 58,492 53,210 34,800	■主なもの (目)独立行政法人納付 (目)備蓄石油売払代債	全債権 58 霍 53	責権 58,492 53,210		■主なもの (目)配当金債権 (目)特殊法人等出資回収 (目)備蓄石油売払代債権		54,700 (目)配当金位) 仓債権 10 去人等出資回収金債権 ⁵⁴		

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号。)第二十七条各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

	令和4年度末現在額											令	和5年度末現在額				令和6年度末現在額							
		一般分(徴収停止分を除く。) 徴収停止分								一般分(徴収停止分を除く。) 徴収停止分							一般分(徴収停止分を除く。)						徵収停止分	
		本年度発生債権分		前年度以前	発生債権分 合計				本年度発生債権分		前年度以前発生債権分合			r#t		本年度多	论生債権分	前年度以	前年度以前発生債権分		合計			
		履行期限到 来額	履行期限未 到来額	履行期限到 来額	履行期限> 到来額	未 履行期間 来額	限到 履行期限未 到来額	本年度発生 情権分 発生債権分		履行期限到 来額	履行期限未 到来額	履行期限到 来額	履行期限未 履行 到来額 来額	f期限到	履行期限未 資権分 到来額	前年度以前 発生債権分	履行期限到来額	履行期限未 到来額	履行期限3 来額	削 履行期限未 到来額	履行期限到 来額	履行期限未 到来額	本年度発生 債権分	前年度以前 発生債権分
債権の種類																								
(款)雑収入	36,374	-	-	1,574	34,80	00 1,	574 34,800		36,485	-	-	241	34,800	241	34,800	1,443	35,041 -	- 0	24	11 34,800	241	34,800	-	
(項)雑収入	36,374	-	-	1,574	34,80	00 1,	574 34,800		36,485	-	-	241	34,800	241	34,800	1,443	35,041 -	. 0	24	11 34,800	241	34,800	-	
(目)諸貸付金債権	34,800	-	-	-	34,80	00	- 34,800		34,800	_	-	-	34,800	-	34,800	-	34,800 -	-	-	- 34,800	-	34,800	-	-
(目)返納金債権	1,443	-	-	1,443		- 1,	443 -		1,332	_	-	20	-	20		1,312	20 -	. 0) 2	20 -	20) (-	-
(目)損害賠償金債権	131	-	-	131		-	131 -		352	-	-	221	-	221		131	221 -	-	- 22	21 -	221	ι -	-	
合 計	36,374	-	-	1,574	34,80	00 1,	574 34,800		36,485	-	-	241	34,800	241	34,800	1,443	35,041 -	0	24	34,800	241	34,800	-	

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。